

令和5年度第1回浜松市不良な生活環境対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年9月11日（月） 午後2時から午後4時
- 2 開催場所 浜松市鴨江分庁舎 2階会議室（※Web会議方式を併用して開催）
- 3 出席者

審議会委員 ※50音順

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|--------------------------|-----|
| 安藤 恵 | 静岡県公認心理師協会副会長（医療保健領域委員長） | WEB |
| 犬居 和賀代 | 浜松市民生委員児童委員協議会副会長 | 会場 |
| 宇佐美 嘉康 | 浜松市社会福祉協議会 地域支援課 課長 | 会場 |
| 河島 多恵 | 静岡県弁護士会 | 欠席 |
| 岸 恵美子 | 東邦大学看護学部学部長 | WEB |
| 北村 喜宣 | 上智大学法学部 教授 | WEB |
| 鈴木 大介 | 浜松市自治会連合会 理事 | 会場 |

事務局

| 所属 | 出席者氏名 |
|-------|-------------------------|
| 環境政策課 | 齋藤次長、上野専門監（課長補佐）、辻主幹、山本 |

- 4 傍聴者 1名（報道2名を除く）
- 5 議事内容
- 報告事項
- ・「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例」について
 - ・浜松市における不良な生活環境の状況について（非公開）
- 審議事項
- ・不良な生活環境の判定要綱について
 - ・不良な生活環境に係る不利益処分に関する要領について
- 6 会議録作成者 環境政策課 渡邊
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有（公開）

1. 開会

事務局（上野補佐） 本日は委員7名中6名の出席をいただいております。過半数に達しているため、浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例第15条第2項の規定により、会議が成立したことを報告する。

会議及び会議録の公開について、お諮りする。本日の審議会は、原則公開とするが、不良な生活環境に係る個別の案件の議事は非公開とする。また、本日の会議録は事務局で作成し、「浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱」に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。よろしいか。

全委員 (異議なし)

事務局（上野補佐） 異議なしのため、本日の会議は前半に公開情報に関する審議、後半に非公開情報に関する審議を行う。

《傍聴者入室》

2. 挨拶

事務局（上野補佐） それでは、会議の開会にあたり、環境部次長の齋藤から、御挨拶申し上げます。

齋藤次長 《次長挨拶》

事務局（上野補佐） 続いて、設立初回の会議のため、事務局から委員を御紹介し、委員から一言ずつ御挨拶をお願いします。

各委員 《委員挨拶》

3. 会長選出

事務局（上野補佐） 続いて、会長の選出を行う。条例第14条第7項に、「審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されている。会長の選出について、委員から何か御意見あるか。

宇佐美委員 事務局案はあるか。

事務局（上野補佐） 他の自治体の附属機関も務めていらっしゃる、いわゆる「ごみ屋敷」についての知見も豊富な岸恵美子委員はどうか。

岸委員 承知した。

事務局（上野補佐） 他の委員は御承諾いただけるか。

各委員 《異議なしの声》

事務局（上野補佐） 賛同が得られたため岸委員に会長をお願いします。岸会長からご挨拶をお願いします。

岸会長 《岸会長挨拶》

4. 議事

報告事項① 「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例」について

事務局（上野補佐） 以降の議事の進行については、条例第 15 条第 1 項の規定により岸会長にお願いする。

岸会長 それでは、議事に移る。
報告事項 1「浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本） ≪資料 1、資料 2 に基づき説明≫

岸会長 今回の説明について御質問があればお願いします。

北村委員 3 点確認する。
まず「ごみ屋敷」の定義について。現に居住していることを絶対要件にしているが、自身が所有する空き家に物の堆積をさせている場合、そこには居住していないため条例の対象外か。その場合に、空き家法の対応となるか。二つの制度の間に落ちてしまうと困る。その対応関係の整理について伺う。

次に、かなり危ない状態の堆積に対して、通行人の被害を防止するための行政の最低限の権力行使（即時執行、緊急措置）が規定されていないが、その検討はなされたか。経緯を伺う。

次に、過料について。罰金という刑事制裁を定めることも可能であるが、行政的な処分としての過料（過ち料）とした政策判断について伺う。

事務局（山本） 当条例を立案するにあたり、他の条例の対象とならないものを拾うという考え方をした。空き家であれば空き家特措法があるため、当条例の対象外とした。

事務局（辻） 空き家担当部署と、双方が対応しないということが無いように運用を調整していきたい。

即時執行については、政策法務部門に相談しながら検討し、必要ないと判断した。実施の是非の判断が難しいことや、他市では条例に規定があっても実際に行った実績がないところが多数だったことによる。

過料については、支援を対策のメインとするなかで、刑事罰は非常に重いものである点や、警察が動いてしまうと運用上不都合が想定される点を考慮し、過料のみとして、行政でコントロールできる形とした経緯がある。

北村委員 警察が動くことはまず考えられず、その心配は要らなかったのではないかと。
空き家について、空き家状態のところに持ち込み型の堆積をしている場合に、そこは使っているから空き家法の対象外、とされると、制度の狭間に落ちてしまう。そうしたことが無いように担当部署間で合意があると考えてよいか。合意がないのであればこれから調整してほしい。

岸会長 合意がない場合は、調整をお願いします。

資料 2 「ごみ屋敷」対策に関するアプリは、これから開発予定か。

事務局（山本） ほぼ出来上がっている。最終確認をしている。

岸会長 セキュリティ等の問題はクリアされると考える。最終段階でまた紹介してほしい。

審議事項① 不良な生活環境の判定要綱について

岸会長 審議事項1 不良な生活環境の判定要綱について、事務局から説明をお願いします。

事務局（辻） ≪資料3に基づき説明≫

岸会長 説明について御質問があればお願いします。

鈴木委員 1 ページ目の別表1の※に関して、共同住宅のベランダの取扱はどうか。ベランダに物があふれているケースが見受けられる。

また、「等」の文言が散見されるが、これは原因者から反論される余地を生むため、明確な表現にすべきでは。

また、別表2-1の臭気判定はどこで、どこの部署が行うか。具体的に決めていないと、判定できないのでは。以上3点を伺う。

事務局（辻） まず1点目、ベランダは屋外扱いとする。

2点目、「等」の文言が多い件について。可燃物「等」は※4で示すとおりである。可燃物については消防法にも細かな定義は無く、基本的に燃えるもの、温度が高くなると自然発火するようなものが可燃物と考えている。

④の崩落「等」については、崩落や通行の障害、と考える。

物の堆積「等」については、「積みあがっている」又は「放置されている」との条例の定義があり、それを前提としている。

通行車両「等」は近くに住んでいる人と考えている。

こうした文言は、対象をなるべく広くとりたいという意向によるものであるが、できるだけ整理をしたい。

臭気強度については、問題のお宅の敷地境界で測ることとしている。

岸会長 別表2-1②ネズミまた衛生害虫について、「著しく発生」というのはどのレベルか。匹数等を具体的には書けないのかもしれないが。敷地外から目視出来たら該当か。

また、他自治体の条例では、ねずみや害虫そのものが見あたらなくても卵等があれば該当としているものもあるが、どうか。

事務局（辻） 敷地外から目視できたら該当と考える。卵については含めるような形で検討したい。

岸会長 承知した。一匹でも敷地外から見えれば著しい発生とするのは、かなり厳しい基準と感じた。

審議事項② 不良な生活環境に係る不利益処分に関する要領について

事務局（辻） ≪資料4、資料5により説明≫

岸会長 質問御意見をお願いします。

宇佐美委員 別表1その他の、「生命・身体に切迫した危険が迫っている」と「生命・身体・財産

への被害が容易に想像できる」の違いが分かりにくい。全体的にもう少し分かりやすくしたほうが良いと感じた。

事務局（辻） 表現について整理したいと思う。検討して結果をまた委員の皆様を示したい。

北村委員 処分原案を作成するタイミングについて伺う。相手方には、市行政手続条例により弁明機会の付与をする必要があると思うが、処分原案の作成と弁明の機会の付与の順序はどのような予定か。

事務局（辻） 処分原案をつくってから弁明機会の付与の順と考えている。

北村委員 相手方は意思能力がある前提か。成年後見人がついていない場合で、意思能力が疑わしい場合に、弁明機会付与の通知の送達ができるのかという問題がある。意思能力があるという前提で条例を作っているのか。そのあたりの検討をしたうえでの整理か。

事務局（辻） 条例制定段階ではそこまでは検討していない。前提として、支援を行ってもどうにもならない場合に命令へのシフトを考えている。意思能力がない場合は、何らかの支援が必要であり命令は厳しいと考えている。

北村委員 市長申立で成年後見を選任したうえで命令等をするという運用は想定しているかどうか。

事務局（辻） そこまで事務局としては想定していない。前段階として庁内対策会議を行うので、福祉部門等から提案があれば検討したい。

北村委員 今後の課題ということか。岸会長は関連事例をご存じか。

岸会長 他自治体においても、意思能力が確認できない場合に、首長申立に持っていくのが難しい問題はある。受診しない、訪問医師も面会できないなど、意思能力を確認できない状態で首長申立を行おうとするのは、ハードルが高い。他自治体から相談を受けているので、浜松市とも検討していきたい。

北村委員 （条例では）命令及び勧告は「期限を定めて」とあるが、一般的に何か月程度と想定しているか。

事務局（辻） 想定していない。ケースバイケースで決めていく考え。

北村委員 事態が急変することも時間が経てば経つほどありうる。だが浜松市は即時執行を規定していない。これは危ない状態ではないか。

岸会長 即時執行がなくても大丈夫かとの北村委員の懸念であるが、どのように考えるか。

事務局（辻） 切迫の度合にもよると思うが、基本的には支援をメインにして時間をかけて対策することを想定している。命令に至るケースもごく少ないと考えている。今のところはどのように運用したい。

北村委員 では、そういうことがあっても浜松市は手が出せない、動きがないことが明らかである。（堆積物が）崩落して通行人が怪我をしたら、浜松市は賠償責任をとるということになる。

岸会長 現段階ではそういうことになるかと思うが、起こりうることなので、非常に大事な観点と思うのでぜひ検討をお願いしたい。
検討の余地は残しており、再度検討するということがいかか。

北村委員 承知した。

鈴木委員 **資料5**悪臭とねずみ・衛生害虫の判定に関して、単位自治会や民生委員の役割は何か。基本的には立ち会わなくてもいいと読み取れるが、いかか。例えば悪臭の判定の6名以上は市の職員とあるが、地域代表は入らないと考えてよいか。ねずみがいるといっても、農家には普通におり、ごみ屋敷から来たものかどうか判別できない。
単位自治会長や民生委員の役割はどうか、特に命令等にもっていくときにどうなのかがよく分からない。

岸会長 判定における自治会や民生委員の役割についての質問だが、いかか。

事務局（辻） 判定と不利益処分は行政でやる。自治会には、対応の状況の全てを開示することはできないが、支援の段階で御協力いただければと考えている。

鈴木委員 承知した。

岸会長 判定のプロセスの一方で、支援を同時に走らせることになる。そこに福祉部門や自治会がどうかかわるか、図示したものがあればわかりやすいのでは。誤解が生じないように資料の工夫を。

悪臭を6名以上の市の職員で判定するという規定は、他自治体では見たことがない。どのような観点で6名以上を設定したか。

事務局（辻） 悪臭防止法の臭気指数測定のパネルの数が6名のため、それを参考にした。

岸会長 悪臭防止法に合わせたということで、浜松市では実績があり、特に負担ではないということと理解した。6名以上は大変と感じたが、できるのであれば結構である。
他に何か意見はあるか。

安藤委員 資料を読み込み、もう少し検討したい。

岸会長 最後の議題に入る。この議題は非公開なので傍聴人は退席願う。

《傍聴者 退室》

報告事項② 浜松市における不良な生活環境の状況について（非公開）

《**資料6**により説明》
非公開審議

5. 閉会

事務局（上野補佐） 今後の予定を事務局からお伝えする。

- 事務局（山本） 追加の質問や意見等があれば、9月22日 金曜日までにメールにて事務局あて送付していただきたい。
本日の会議録を作成して後日送付するので、内容の確認をお願いします。
- 事務局（上野補佐） 以上をもって第1回浜松市不良な生活環境対策審議会を終了する。